

足利市人権教育基本方針

侵すことのできない永久の権利として日本国憲法で保障されている基本的人権は、これまでの各般にわたる努力により、正しく理解はされてきているものの、不当な差別の発生等、人権侵害の現状やその他の人権に関する内外の情勢を考慮すると、一層の人権教育の推進を図っていく必要があります。

そこで、あらゆる人権侵害の現状を的確に捉えながら、誰もが人権尊重の理念を正しく理解し、様々な人権問題に関する差別意識の解消を目指すことを私たち市民及び行政の責務と再認識し、人権教育を具体的に実践していくことが望まれます。

足利市教育委員会は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成 12 年 12 月 6 日法律第 147 号）をはじめとする人権関係諸法の精神及び「足利市の教育目標」の理念にのっとり、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じ、発達段階に応じた人権教育を積極的に行っていきます。

平成 14 年 6 月 1 日

足利市教育委員会

